

託送供給約款の接続送電サービス料金の引下げについて

当社は、3月5日、経済産業大臣へ託送供給約款の接続送電サービス料金の引下げを申請していましたが、本日承認を受け、4月1日から料金を引下げることにしましたのでお知らせします。

平成15年3月の電源開発促進税法の改正で、電源開発促進税率の段階的な引下げが決まったことに伴い、平成19年4月1日から電源開発促進税率が1キロワット時あたり40銭から37.5銭に引下げられます。当社は、この税率変更に応じ速やかに引下げを実施するため、3月5日に電気事業法第24条の3第2項のただし書に基づく申請を行っていました。

なお、承認された内容は以下のとおりです。

1. 接続送電サービス料金の電力量料金の引下げ

(1) 標準接続送電サービス料金

		変更後	現行	現行との差
高圧	1キロワット時につき	3円02銭	3円05銭	▲3銭
特別高圧		1円16銭	1円19銭	▲3銭

(2) 時間帯別接続送電サービス料金

			変更後	現行	現行との差
高圧	1キロワット時につき	昼間時間	3円42銭	3円45銭	▲3銭
		夜間時間	2円43銭	2円46銭	▲3銭
特別高圧		昼間時間	1円24銭	1円27銭	▲3銭
		夜間時間	1円03銭	1円06銭	▲3銭

2. 実施時期

平成19年4月1日から適用

(参考) 電源開発促進税法の改正

(銭/kWh)

	改正前	H15年10月～	H17年4月～	H19年4月～
電源開発促進税	44.5	42.5	40.0	37.5 (▲2.5)

* () 内は現行との差

以上